

記者発表資料

平成17年3月25日

県土整備部都市計画課

施設計画担当 吉田・細田

内線 5334 外線 048-830-5343

a1067269@pref.saitama.lg.jp

「長期未整備都市計画道路の見直しガイドライン」について

「長期未整備都市計画道路の見直しガイドライン」を策定したのでお知らせします。

1 ガイドライン策定の目的

このガイドラインは、長期間未整備の都市計画道路について、社会状況の変化を踏まえた必要性を再検証し、見直すべき路線を選定するための基準及び手順を示したものです。ガイドラインに基づき、市町村を主体に、都市計画道路の適切な見直し作業を進めるとともに、その過程を透明にし、住民に適時適切に情報提供を行ってまいります。

2 ガイドラインの概要

(1) 対象

埼玉県内において、都市計画に定められた道路を対象とします。

(2) 見直しの方法

見直しの過程を3段階に分け、見直し(変更・廃止)すべき路線と存続する路線を選定します。

ア 第1段階:「再検証路線」の選定

当初都市計画決定後20年以上経過し、かつ未整備区間のある路線を「再検証路線」として選定します(但し、自動車専用道路は除きます)。

イ 第2段階:「見直し候補路線」の選定

「再検証路線」について、「まちづくりの将来像の変化」や「関連事業の動向・変化」など、9つの評価項目により検証を行い、必要性が変化している路線を「見直し候補路線」として選定します。

ウ 第3段階:「見直し路線」の選定

「見直し候補路線」について、詳細かつ具体的な検討を行い、建築制限等の状況を踏まえて、総合的判断により「見直し路線」を選定します。

「見直し路線」については、住民の合意形成、関係機関との協議を経て都市計画の手続きを行います。

なお、「存続」となった路線については、路線の機能を再確認します。

3 見直しのスケジュール

平成17年度

県と市町村が連携して、県内一斉に都市計画道路の必要性を再検証し、「見直し候補路線」を選定（第2段階までの作業）するとともに、その結果を公表する予定です。

平成18年度以降

「見直し候補路線」の詳細検討を行い、「見直し路線」に選定されたものについて都市計画の手続き（変更・廃止）を進めていきます。

4 参考

(1) 埼玉県の都市計画道路の現状（平成16年4月1日現在）

- ・都市計画決定路線数 = 1490 路線
- ・このうち、当初都市計画決定後20年以上経過し、かつ未整備区間のある路線 = 641 路線（全体の約43%）
- ・641 路線の内訳
 - 一部未整備区間のある路線：445 路線（約69%）
 - 全線未整備の路線：196 路線（約31%）

(2) 他都道府県の状況

都市計画道路の見直しは全国的な動きであり、他の都道府県においてもガイドラインの策定が進められています。

なお、ガイドラインを策定するのは、関東（1都6県）では東京都（区部）に次いで2番目となります。